

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第三項に規定する再商品化義務総量

	平成 8 年 12 月 27 日	大 蔵 省、厚生 省、 農 林 水 産 省、通 商 産 業 省、	告 示 第 8 号
改正	平成 9 年 12 月 26 日	大 蔵 省、厚生 省、 農 林 水 産 省、通 商 産 業 省、	告 示 第 10 号
改正	平成 10 年 12 月 28 日	大 蔵 省、厚生 省、 農 林 水 産 省、通 商 産 業 省、	告 示 第 7 号
改正	平成 11 年 12 月 16 日	大 蔵 省、厚生 省、 農 林 水 産 省、通 商 産 業 省、	告 示 第 15 号
改正	平成 12 年 11 月 10 日	大 蔵 省、厚生 省、 農 林 水 産 省、通 商 産 業 省、	告 示 第 3 号
改正	平成 12 年 12 月 27 日	大 蔵 省、厚生 省、 農 林 水 産 省、通 商 産 業 省、	告 示 第 6 号
改正	平成 13 年 11 月 9 日	財 務 省、厚 生 省、 農 林 水 産 省、経 済 産 業 省、	告 示 第 6 号
改正	平成 14 年 11 月 29 日	財 務 省、厚 生 省、 農 林 水 産 省、経 済 産 業 省、	告 示 第 4 号
改正	平成 15 年 12 月 10 日	財 務 省、厚 生 省、 農 林 水 産 省、経 済 産 業 省、	告 示 第 3 号
改正	平成 16 年 12 月 16 日	財 務 省、厚 生 省、 農 林 水 産 省、経 済 産 業 省、	告 示 第 3 号
改正	平成 18 年 1 月 30 日	財 務 省、厚 生 省、 農 林 水 産 省、経 済 産 業 省、	告 示 第 3 号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第十一条第三項の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第三項に規定する再商品化義務総量を次のように定め、平成九年四月一日から適用する。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第十一条第三項に規定する再商品化義務総量は、次の表の左欄に掲げる特定分別基準適合物の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

特定分別基準適合物	再商品化義務総量 (単位 万キログラム)
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成七年大蔵省、厚生省、令第一号。農林水産省、通商産業省以下「規則」という。)第四条第一号に規定する分別基準適合物	13,950
規則第四条第二号に規定する分別規準適合物	12,640
規則第四条第三号に規定する分別規準適合物	11,440
規則第四条第四号に規定する分別規準適合物	5,664
規則第四条第五号に規定する分別規準適合物	28,500
規則第四条第六号に規定する分別規準適合物	68,780

(注)表中「総量」は平成18年4月1日より適用されます。